

支援対象者

地域生活定着支援センターの主な支援対象者は、以下の要件を満たす人です。

- 矯正施設（刑務所、少年院）に収容されている。
- 高齢（概ね65才以上）である。または障害（身体・知的・精神）がある。
- 矯正施設退所後の適当な住居がない。
- 矯正施設退所後に福祉サービス等を受ける必要がある。
- **利用者本人が特別調整（注）の対象になることを希望していること。**

「特別調整」とは

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることができるよう、各調整機関が連携して特別な手続きにより社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするものです。

センターの運営方針

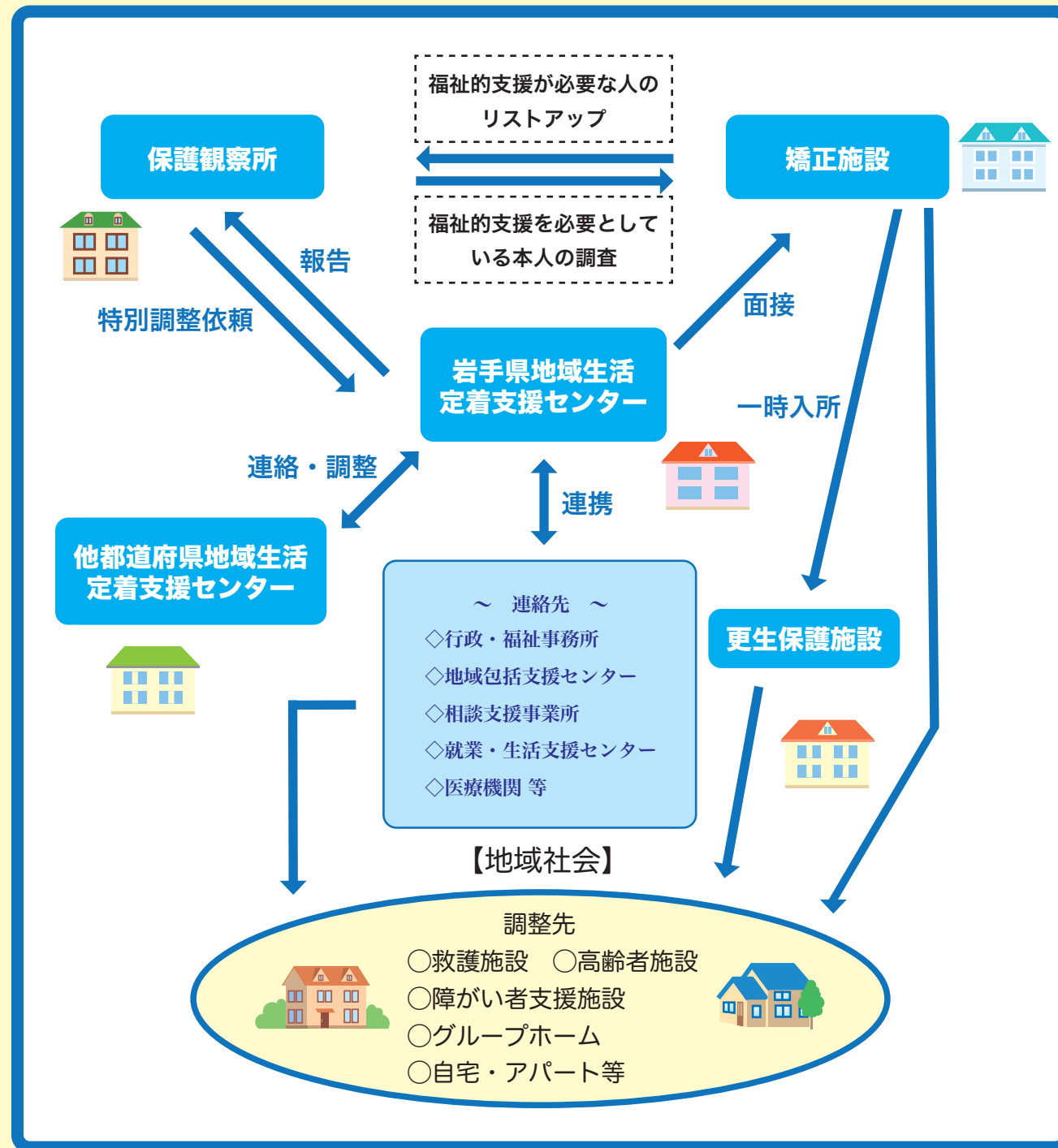
- 1 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、これまで受けてきた福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。
- 3 対象者が、自立した日常生活を送れるようその心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 4 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報については、他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 5 対象者への支援については、常に公平かつ中立的な姿勢を保ちます。

岩手県委託事業

岩手県 地域生活定着支援センター



社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団



センターの業務

- 1 **コーディネート業務**
 保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の退所予定者を対象として、福祉サービス等のニーズの把握、居住先の調整や福祉サービスの申請支援等を行います。

- 2 **フォローアップ業務**
 支援対象者となる人が、地域でより良い生活を送れるように、生活状況の確認や必要な助言を行います。

- 3 **相談支援業務**
 矯正施設を退所した方の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言や必要な支援を行います。

- 4 **関係機関との連携・啓発業務**
 法務・福祉関係機関との開催等、事業を円滑かつ効果的に推進するために、研修会や広報活動等必要な業務を行います。

